

# 計 画 本 文



# 第1章 はじめに

## 1 計画改定の趣旨等

中山間地域は、県土の約9割を占め、豊かな自然や伝統文化など貴重な地域資源を有するとともに、県民の約4割が暮らす生活の場です。森林整備や農業生産活動等を通じた県土の保全、水源のかん養、食料の供給機能など、都市部の人々の暮らしに重要な役割を果たしています。

本県は、こうした中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23(2011)年3月に「宮崎県中山間地域振興条例」(平成23年宮崎県条例第20号。以下「条例」という。)を制定し、同年9月に「宮崎県中山間地域振興計画」を策定(平成27(2015)年7月に改定)しました。

前計画(計画期間:平成27(2015)年度～平成30(2018)年度)では、「持続可能な中山間地域づくり」を基本目標とし、「仕事がある中山間地域づくり」、「子育て環境等の整備と移住・定住の促進」、「集落の維持・活性化と新たな絆の創造等」及び「安全・安心な暮らしの確保」を重点施策として掲げ、その推進を図ってきました。

こうした取組の結果、本県への移住世帯が増加するとともに、鳥獣被害対策への取組により被害額が減少するなど、一定の成果が現れている一方で、人口減少・少子高齢化に歯止めがかからない状況にあり、今後、中山間地域を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。

このようなことから、最新の人口推計や近年の社会情勢、国の動き等を踏まえ、中山間地域における今後4年間に取り組むべき施策の重点化を図るため、本計画の改定を行うこととしました。

## 2 計画期間

改定計画の期間は、令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までの4年間とします。

## 3 計画の対象地域

この計画における「中山間地域」とは、条例第2条第1項に規定する次の区域とします。

- (1) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として規則で定める区域

## 4 計画の進行管理

中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、適切な進行管理を行うとともに、この計画に基づいて行った主な施策に関して、毎年、議会に報告することとしています（条例第7条第2項）。

